

## 物品等競争入札参加資格審査に係る申請（定期申請） よくある質問

### 1 申請について

Q 1 市町村への申請もできますか。

A 1 物品等競争入札参加資格審査に係る申請については、熊谷市、行田市、東松山市、深谷市、上尾市、越谷市、久喜市、北本市、富士見市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、小鹿野町及び寄居町について、共同受付を行っています。

（令和3・4年度定期申請から、熊谷市、東松山市、越谷市、久喜市、北本市、ふじみ野市及び白岡市が共同受付に参加します。）

#### 【共同受付実施自治体問合せ先】

自治体名	担当課	電話番号	F A X 番号
埼玉県	入札審査課 審査担当	048-830-5775	048-830-4914
熊谷市	契約課 総務係	048-524-1111 (内線511・515)	048-522-8085
行田市	契約検査課	048-556-1111(内線213)	048-554-0199
東松山市	契約検査課	0493-21-1445	0493-22-4031
深谷市	契約検査課 契約係	048-574-6634	048-573-8250
上尾市	契約検査課 契約担当	048-775-5116	048-775-9819
越谷市	契約課	048-963-9131	048-966-6008
久喜市	財政課 契約係	0480-22-1111	0480-22-3319
北本市	財政課 契約・検査担当	048-594-5513	048-592-5997
富士見市	契約検査課	049-252-7130	049-251-2726
ふじみ野市	契約・法務課 契約・検査係	049-262-9010	049-266-6245
白岡市	財政課	0480-92-1111	0480-92-9096
三芳町	財務課 管財契約担当	049-258-0019(内線416)	049-274-1055
毛呂山町	管財課	049-295-2112	049-295-0771
小鹿野町	総合政策課 契約担当	0494-75-4196	0494-75-2819
寄居町	財務課 管財契約班	048-581-2121 (内線322・324)	048-581-5100

Q 2 令和3・4年度定期申請から共同受付に参加する自治体（熊谷市、東松山市、越谷市、久喜市、北本市、ふじみ野市及び白岡市）に申請を行いたいのですが、新規申請、更新申請のどちらの申請を行えばよいですか。

A 2 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムの「物品等」に登録のない事業所

( 県、行田市、深谷市、上尾市、富士見市、三芳町、毛呂山町、小鹿野町及び寄居町のいずれの自治体の平成31・32年度名簿にも登録されていない事業所 ) の場合は、新規申請を行ってください。

申請日現在、埼玉県電子入札共同システムの「物品等」に登録のある事業所 ( 埼玉県、行田市、深谷市、上尾市、富士見市、三芳町、毛呂山町及び寄居町のいずれかの自治体の平成31・32年度名簿に登録されている事業所 ) に、新たに自治体を追加して申請しようとする場合は、更新申請を行ってください。

なお、すでに埼玉県電子入札共同システムの「物品等」に登録がある場合でも、別の事業所を追加して申請しようとする場合などは、更新申請と新規申請が必要になることがあります。詳しくは次の資料に事例を掲載していますので、御確認ください。

新規申請 ( 定期 ) と更新申請の事例 ( 埼玉県ホームページ内 )

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/documents/r0304jirei.pdf>

Q 3 県外の事業者も申請できますか。

A 3 申請できます。

Q 4 本社が県外に、営業所が県内にあります。この営業所に契約権限等を委任したいのですが、どのように登録すればよいですか。

A 4 県内の営業所を「契約者」の事業所として登録してください。詳しくは、「新規申請 ( 定期 ) の手引」8頁、又は「更新申請の手引」9頁を御覧ください。

Q 5 事業を開始したばかりですが、申請できますか。

A 5 可能です。ただし、第1期の決算書がない場合、システムの「決算書」の欄は、資本金以外は「0円」としてください。

なお、事業開始時の開始貸借対照表がある場合、システムの「決算書」の欄は、開始貸借対照表に基づいて入力してください。

Q 6 提出書類はどのように送ればよいですか。

A 6 信書 ( 簡易書留・レターパック等、到達の確認ができる方法 ) で送付してください。書類の綴じ方は、「別冊 ( 様式集 ) 」の「提出書類のまとめ方」 ( 55頁 ) を御覧ください。

Q 7 市町へ申請を行う場合、自治体別書類は各市町へ直接送付するのですか。

A 7 共同受付を実施している市町へ申請を行う場合、各市町の自治体別書類は、他の提出書類と併せて共同受付窓口である県入札審査課へ送付してください。

【送付先】

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 入札審査課 物品等共同受付窓口

封筒に「令和3・4年度 物品等 新規(又は更新)申請 書類在中」と朱書してください。

Q 8 定期申請の申請期間内に申請が間に合いませんでした。

A 8 令和3年4月以降に新規申請(随時)を行ってください。

なお、令和3年度の初回の登録は、令和3年5月6日締切り、同年6月1日登録となりますので、その間、入札等に参加することができません。

また、新規申請の場合、新しいユーザIDが割り振られるため、新たに電子証明書(ICカード)を取得することが必要となります。

Q 9 更新申請で最新のデータを入力すると、現在(平成31・32年度)の名簿の登録内容も変更になりますか。

A 9 更新申請を行っても、現在(平成31・32年度)の名簿の登録内容は変更になりません。平成31・32年度名簿の登録内容を変更する必要がある場合は、別途、平成31・32年度名簿の変更申請を行ってください。

なお、令和3・4年度名簿に関する申請と平成31・32年度名簿に関する申請の提出書類は、絶対に同封しないでください(受付が大幅に遅くなったり、審査手続が行えなくなります。 )。

## 2 システムへの入力について

Q10 電子入札共同システムの操作方法で分からない点があります。

A10 システムの操作に関することについては、埼玉県電子入札ヘルプデスクへお問い合わせください。

【埼玉県電子入札ヘルプデスク】

電話番号： 048-830-2263 (受付時間：平日8時30分～17時00分)

電子メール： a5770-07@pref.saitama.lg.jp

Q11 外字は入力できますか。

A11 入力できません。JIS第1水準、第2水準ではない漢字などは、他の平易な漢字、ひらがな、カタカナ等に置き換えて入力してください。

Q12 ログインすると、「入力したパスワードの有効期限が切れています。」と表示されます。

A12 パスワードの有効期限は2年となっています。「パスワード更新」をクリックし、「パスワード更新」画面で新パスワード(半角英数8文字)を設定してください。

Q13 ユーザID、パスワードを忘れてしまいました。

A13 ユーザIDは、「受付票・データ登録確認」の上部に記載されています。不

明の場合は、物品等共同受付窓口（県入札審査課）にお問い合わせください。

パスワードを忘れた場合、パスワードを再発行します。「パスワード再交付申請書」（「別冊（様式集）」59頁）、「印鑑登録書（又は印鑑登録証明書）」（原本・交付日から3か月以内のもの）、返信先を記入した返信用封筒（定形・84円切手を貼付）を、下記あてに送付してください。

【送付先】

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 入札審査課 物品等共同受付窓口

封筒に「パスワード再交付申請書在中」と朱書してください。

Q 14 「受付票・データ登録確認」を印刷しないで終了してしまいました。再度印刷できますか。

A 14 できます。「競争入札参加資格申請受付システム」にログインして「登録(入力)内容確認」をクリックしてください。「受付票」画面に移動しますので、一番下の「印刷」ボタンをクリックして印刷してください。

Q 15 「受付票・データ登録確認」を印刷してから申請データの誤りに気がきました。修正できますか。

A 15 システムでは修正できません。印刷した「受付票・データ登録確認」に、赤字見え消しで修正してください。

Q 16 申請データの入力が終わり、「競争参加資格申請受付システムメインページ」画面の「申請状況確認」欄のステータスが「受付済」となりました。申請の手続きはこれで完了ですか。

A 16 完了ではありません。印刷した「受付票・データ登録確認」と提出書類を、物品等共同受付窓口（県入札審査課）に郵送してください。

【送付先】

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 入札審査課 物品等共同受付窓口

封筒に「令和3・4年度 物品等 新規(又は更新)申請 書類在中」と朱書してください。

Q 17 更新申請で「受付票・データ登録確認」を印刷すると、「変更後」の欄に空欄の項目があります。

A 17 更新申請で変更した申請データのみが「変更後」の欄に表示されます。変更しなかった項目については、「変更前」欄のデータで登録されます。

### 3 入力項目について

Q18 決算期を変更したため、直近の決算期間が12か月ありません。売上高は、どのように記入すればよいですか

A18 決算期変更等により決算書の期間が12か月に満たない場合、次の例を参考に1年分の売上高を算出してください。

(例)

決算期間 第1期 平成31年 1月～令和元年12月

第2期 令和 2年 1月～令和 2年 3月

1年分の売上高 = 第1期の売上高 × 9/12 (9か月分)

+ 第2期の売上高全額 (3か月分)

- ・決算書のうち、貸借対照表の項目は、第2期の内容に基づいて入力します。
- ・決算書は第1期と第2期の両方を提出してください。

Q19 どの営業品目を登録したらよいか分かりません。

A19 営業品目の一覧(業種表)の中から、希望する品目に最も近い営業品目を選んでください。登録できる営業品目の数に制限はありません。

Q20 実際の会社の所在地が、履歴事項全部証明書(又は現在事項全部証明書)に記載された本店住所と異なります。システムにはどのように入力すればよいですか。

A20 次のようにシステムに入力してください。

システムの「本社(店)住所」欄に、履歴事項全部証明書(又は現在事項全部証明書)の本店住所を、記載のとおり入力してください。

システムの「契約者の住所」欄に、実際の会社所在地を入力してください。

代表者と契約者の住所が異なることなるため、「委任状」(「別冊(様式集)」47頁)を作成し、送付してください。

### 4 提出書類について

Q21 埼玉県に申請する場合、埼玉県の「法人県民税及び法人事業税の納税証明書」が提出書類となっていますが、埼玉県内に事業所を設置して1年経っていないので、「法人県民税及び法人事業税の納税証明書」が発行されません。

A21 県税事務所に法人の設立届を提出している場合、「県税に関する証明書」が発行されます。埼玉県内に事業所がある場合、「納税証明書」か「県税に関する証明書」のどちらかを必ず提出してください。

Q22 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」や「国税通則法」等に基づき、納税の猶予の許可を受けています。消費税及び地方消費税の納税証明書(その3)等が発行されない場合、

どうすればよいですか。

- A 22 納税の猶予の許可を受けている場合、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等に基づく猶予制度の適用を受けている旨の記載がある消費税及び地方消費税の納税証明書（その1）を提出してください。

## 5 審査結果

Q 23 申請結果は、どのように連絡されますか？

- A 23 令和3年3月末頃、「申請担当者メールアドレス」宛て、登録された旨を電子メールでお知らせします。令和3年4月5日以降に、システムにログインして、「審査結果通知書」を御確認ください（システムメンテナンス等のため、予定が変更になることがあります。）。

Q 24 申請内容は公開されますか。

- A 24 次の項目は、入札情報公開システムで公開されます。
- ・ 本社(店)の商号又は名称、法人番号
  - ・ 契約者の職名、氏名、事業所の郵便番号、住所、電話番号、FAX番号
  - ・ 登録業種・営業品目
  - ・ 所在地区分
  - ・ 企業区分
  - ・ 入札参加停止の有無
  - ・ 社会的貢献項目の達成状況
  - ・ 格付結果情報

## 6 格付等について

Q 25 格付はどのように行っていますか？

- A 25 県では、申請内容を審査し、業種ごとにA・B・Cの3段階に格付をします（Aが最高位）。格付方法については、県入札審査課ホームページの「物品等 格付基準」を御覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kakudsukekijyun2728.html>

共同受付参加市町については、行田市が業種「建築物管理」のみ、越谷市が全業種について格付を行っています。詳しくは各自治体へお問い合わせください。

Q 26 格付が低いとどんな影響がありますか？

- A 26 県では、競争入札に参加する事業者に必要な資格（格付）を「発注標準」として定めており、格付によっては参加いただけない入札案件があります。「発注標準」については、県入札審査課ホームページ「物品等 発注

標準」を御覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/pref-nyushin-buppin/hattyu.html>

共同受付参加市町については、直接各自治体へお問い合わせください。

Q27 所在地区分はどのように定めていますか？

A27 基準は自治体ごとに異なります。県では、本社(店)の所在地と契約者の事業所の所在地に基づいて、次の3つに区分しています。

管轄内：本社(店)の所在地、契約者の事業所の所在地がともに県内

準管轄内：本社(店)の所在地、契約者の事業所の所在地のいずれかが県内

管轄外：本社(店)の所在地、契約者の事業所の所在地がいずれも県外

なお、県の一般競争入札では、調達案件ごとに、所在地に関する参加資格を定めています。

Q28 企業区分（中小企業、大企業の区分）は、どのように定めていますか？

A28 中小企業基本法に合わせて、「資本金の額」「常時使用する従業員の数」に基づいて区分しています。

なお、県の一般競争入札では、調達案件ごとに、企業区分に関する参加資格を定めています。